

著作権規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）の出版物に掲載される論文等の著作物に関する著作権の取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この規程は、本学会が編集、発行、公開するすべての著作物を対象とする。なお、著作物には電子データも含まれる。

(著作権の帰属)

第3条 この規程に定める著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利）は、すべて本学会に帰属する。

(不行使特約)

第4条 著作者は、本学会と本学会が許諾した者の以下各号の行為に対して、著作権法第18条から第20条までに規定される著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布ほか、配布及び保存方法の変更に伴う改変
- (3) 概要及び一部分のみ抽出して利用することに伴う改変
- (4) その他の必要な改変

2 本学会は、前項各号の改編について、著作者の名誉を損なうことがないように十分留意するものとする。

(第三者への利用許諾)

第5条 第三者から本学会に対して、本学会が著作権を有する論文等の著作物に関する利用許諾申請があった場合、運営委員会において審議し、適切と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第6条 著作者は、自身の論文等の全部又は一部を、出典を明記することにより、本学会に通知することなく利用することができる。

2 著作者が所属する機関の機関リポジトリ又は著作者自身が管理する Web サイトでの公開については、著作者自身及び著作者が所属する機関による許諾申請をする必要がない。ただし、出典は記載するものとする。

(著作者の責任)

第7条 本学会が著作権を有する著作物の内容については、著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物について著作権侵害、名誉毀損又はその他の紛争が生じた場合は、当該著作者は本学会に対し何らの迷惑をかけず、また当該紛争によって本学会に損害が生じた場合は、本学会に対して当該損害を補てんするものとする。

2 その他著作権に関する紛争が生じた場合、本学会はその責を負わないものとする。

(二重譲渡の禁止)

第8条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及び利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(例外的取り扱い)

第9条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(協議)

第10条 この規程に定めなき事項及びこの規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第11条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

1 この規程は、2017年7月15日から施行する。

2 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。